

令和 7 年 4 月 1 日

「工事監理官」ASP サービスをご利用の皆様へ

一般社団法人福島県建設業協会

「工事監理官」ASP サービス利用規約の一部変更に伴う
システム利用料の請求方法の変更について

時下 ますますご清栄のことと存じ上げます。

常日頃「工事監理官」ASP サービスをご利用いただきありがとうございます。

さて、令和 7 年 4 月 1 日より東北地方整備局発注工事（福島管内）及び環境省福島地方環境事務所発注工事に係る「工事監理官」ASP サービス利用規約の一部変更に伴い、システム利用料の請求方法を下記のとおり変更させていただくこととなりました。

また、令和 7 年 4 月 1 日からの利用規約の一部変更につきましては、当会ホームページ及び「工事監理官」のポータルサイトをご確認ください。大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

記

◇変更内容

システム利用料の請求方法について（令和 5 年 3 月 1 日以降に申込まれた対象工事）

	令和 7 年 3 月 31 日までのシステム 利用料の請求方法	令和 7 年 4 月 1 日からのシステム 利用料の請求方法
システム利用料 請求条件	（年 1 回） ・年度内システム利用終了月数を乗 じた金額で請求。 ・年度をまたぐ利用については年度 末の 3 月に一度精算し請求。	<u>（年 4 回）</u> ・システム利用した月数を乗じた金 額で請求。 ・ <u>四半期ごと</u> （6 月、9 月、12 月、3 月）に利用料の請求。
支払期日	システム利用終了月の翌々月の 25 日までに支払い。	システム利用 <u>請求月の翌月末日</u> まで に支払い。